

(仮訳)

日・スイス経済関係強化のための  
政府間共同研究会報告書

2007年1月

## 目次

	ページ
I. 背景	3
II. 概観	4
III. 議論の概要	
1. 物品貿易	6
(i) 鉱工業品	
(ii) 農業	7
(iii) 原産地規則	9
(iv) 税関手続	12
(v) 貿易に関する規律	13
(vi) 基準認証・相互承認	14
2. サービス貿易	15
3. 投資	17
4. 政府調達	18
5. 知的財産権	19
6. 自然人の移動	20
7. 競争政策	22
8. ビジネス環境整備	23
9. 協力	24
10. 機構に関する事項及び紛争解決	26
IV. E P Aの経済効果に関するシミュレーション分析	27
V. 結論及び提言	28
別添資料	29

## I. 背景

- (1) 日本及びスイスは、民主主義及び法の支配という普遍的な価値、並びに市場経済の諸原則を遵守する。日本とスイスは、共通の価値観と利益に基づき、経済分野において、二国間のみならず、世界貿易機関（WTO）や経済協力開発機構（OECD）といった多国間の場においても長きにわたる協力の伝統を有している。
- (2) 1995年以降、日本とスイスの政府間で二国間の経済協議が定期的開催されてきた。これら協議及びその他の二国間のやりとりの枠組みにおいて、両国間の経済関係の強化は定期的に議論されてきた。2003年からは、日本貿易振興会（JETRO）とスイス経済省経済事務局（SECO）により、二国間の包括的な自由貿易協定（FTA）の実現可能性に関する研究が、それぞれ実施された。この2つの研究は、2004年春に終了し、交換された。
- (3) 日本とスイスとの間の経済関係強化のあり方を探求するための共同研究の開始が初めて取り上げられたのは、2004年10月12日、東京で行われたジョセフ・ダイス・スイス連邦大統領（当時）と小泉純一郎日本国総理大臣（当時）の日・スイス首脳会談の場であった。その後、2005年4月18日、小泉総理（当時）とサムエル・シュミート・スイス連邦大統領（当時）の首脳会談の場で、日・スイス経済関係強化のための政府間共同研究の開始が決定された。
- (4) 共同研究会は、計5回、2005年10月31日～11月1日に東京、2006年2月27～28日にベルン、同年5月29～30日に東京、同年8月21～22日にベルン、同年11月20～21日に東京において開催された。日本側は、外務省、財務省、農林水産省及び経済産業省の課長級の代表が共同議長のグループを構成した。JETROはオブザーバーとして参加した。スイス側は、関係省庁の専門家の支援を受けつつ、SECOの代表が代表団を構成した。出席者リストは本報告書の別添の通りである。
- (5) 二国間の取組として発足したとの性格に鑑み、共同研究会は、欧州自由貿易連合（EFTA）と日本との間でのFTA又は経済連携協定（EPA）については取り扱わなかった。共同研究会は、日本とEFTA諸国との間の貿易における日・スイス間の貿易構造の独自性に留意した。

## Ⅱ. 概観

- (1) 日本及びスイス両国は多国間の貿易枠組みを強く支持し、F T A / E P Aはその更なる発展を代替するものではなく、それを補完するものと捉えている。地域貿易協定に関するW T Oのルールに従うことによって、F T A / E P Aは世界の貿易システムの発展に寄与しうる。
- (2) 日本のE P A政策は、経済連携促進関係閣僚会議が2004年12月21日に了承した「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいている。日本は物品及びサービスの貿易のみに留まらない包括的なE P Aを推進してきた。包括的なE P Aは、投資、知的財産、政府調達、ビジネス環境整備及び協力などより幅広い分野の事項を含む。
- (3) 1960年にE F T Aを設立したストックホルム条約及び1972年にスイスと欧州共同体との間で締結された二国間のF T Aは、引き続きスイスの対外経済政策の重要な柱であり続ける。E Uとの間には、1972年に締結されたF T Aを補完する、追加的なセクター別の協定の緊密なネットワークがあり、非E U加盟国であるスイスが、産業、貿易及び金融の面において欧州内において魅力的な場所であり続けることを確保している。今日、スイスのネットワークは17のF T Aから成る。最近のスイスのF T A、特に欧州・地中海地域外の国との間で締結されたものは包括的であり、日本のE P Aと類似している。スイスの対外貿易の80%以上はF T Aによってカバーされており、また、現在、その他かなりの数の国との間でF T Aが交渉もしくは検討されている。
- (4) 日本及びスイスは、投資や知的財産権の保護並びに観光、科学技術などの分野における協力などの様々な経済政策の分野において高い水準を保つことへの関心を共有している。日本とスイスとの間の協力は、両国が農業の多面的機能に高い重要性を付与していることから、農業の分野においても特に緊密である。
- (5) 日本はスイスの重要な貿易パートナーである。日本は長年にわたりスイスのアジアへの輸出先第1位に位置づけられ、世界全体でもE Uと米国に続き第3位である。スイスの貿易統計「SWISSIMPEX」（連邦関税局）によれば、2005年にはスイスの物品輸出は59億スイスフラン（5,223億円）に、日本からの物品輸入は30億スイスフラン（2,656億円）に相当する。日本の「財務省貿易統計」によれば、2005年には、日本からスイスへの物品輸出は2,377億円（約27億スイスフラン）、スイスからの物品輸入は5,571億円（約63億スイスフラン）に相当する。

- (6) スイスから日本への重要な輸出品目は、化学・医薬品、時計及び貴金属並びに機械・機器である。日本からスイスへの輸出品目は主として自動車と輸送関連機器、機械、化学・医薬品である。一般的に、貿易品目は高付加価値の品目である。両国間における農産物の貿易は少ない。貿易収支は1990年代半ば以降、スイスの輸出超過がますます拡大している。
- (7) サービス貿易に関し、2005年末時点での日本の「国際収支統計」によれば、スイスは日本の主要なサービス貿易相手国の第15位に位置づけられる。2005年には、日本のサービス提供者はスイスの消費者に対し1,293億円（約15億スイスフラン）のサービスを売り上げ、スイスのサービス提供者は日本に2,437億円（約28億スイスフラン）のサービスを売り上げた。サービス分野での貿易収支は1990年代半ば以降スイスの輸出超過が継続している。
- (8) 投資の分野では、日本の「対外資産負債残高」によれば、2005年末の時点でスイスは日本に対し2,659億円（約30億スイスフラン）の投資があり、日本への直接投資元のうち米国、オランダ、フランス、ドイツ、カナダ、英国、香港に次ぐ第8位に位置づけられる。他方、日本企業は1,021億円（約12億スイスフラン）をスイスへ投資した。スイス国立銀行の「対外資産負債残高」によれば、スイスの企業は77億スイスフラン（約6,816億円）を日本に投資し、スイスの企業は日本において既に3万6千人以上の雇用を提供している。他方、スイスは日本から11億スイスフラン（約973億円）の直接投資を受け入れている。

注：通貨換算は2005年のIMFレート、1スイスフラン=88.52円

### Ⅲ. 議論の概要

#### 1. 物品貿易

共同研究会は、物品貿易に係る市場アクセスの改善（関税撤廃及び関税削減を含む）が、日・スイスの経済関係強化のための重要な要素であり、日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A は、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）第 24 条に完全に整合的であるべきとの認識を共有した。

注：2005 年において、日本からスイスへの輸出の 70%以上がスイス側の関税の対象であるのに対し、スイスから日本への輸出の 20%以下が日本側の関税の対象となっている。

##### （i）鉱工業品（H S 第 25 類から第 97 類）

- （1）共同研究会は、日本とスイスは高度先進国であり、それゆえ、原則としてすべての鉱工業品に課される関税は撤廃されるべきとの認識を共有した。しかしながら、双方は少数の品目に関するそれぞれのセンシティブティについても留意した。
- （2）この点に関し、日本側は、歴史的・社会的理由から、皮革、皮革製品及び履物を含む品目についてのセンシティブティ、また精製塩についてのセンシティブティを強調した。
- （3）スイス側は H S 第 25～97 類のうちスイスの農業政策に関連する少数の品目（H S 第 35 類及び第 38 類のうち数品目）についてのセンシティブティを表明した。
- （4）共同研究会は、双方のセンシティブティにつき留意し、日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A 交渉においてはこれらの品目の取り扱いについて議論が行われるであろうことを確認した。

(ii) 農業（HS第1類から第24類）

- (1) 共同研究会は、日本における食糧自給率向上及び農業構造改革への取組、スイスにおける農政改革及び農産物の競争力強化への取組、及び両国の農林水産品の貿易の現状について理解を深めた。
- (2) 共同研究会は、両国が農業と農業政策の多くの特徴を共有し、また、WTO交渉においてG10メンバー国として同じ立場をとっていることを再確認した。さらに、食糧安全保障の確保及び農業の多面的機能の利益を確保する観点から、共同研究会は農産品貿易と国内農業の健全な発展を適切に両立させることに十分留意すべきであることを確認した。
- (3) 共同研究会は、農林水産品分野における双方の輸出関心品目の例示に留意した。
- (a) 日本側は、スイスへの輸出関心品目として観賞魚（例：錦鯉）、魚の肝油及びその分別物、清酒（醸造飲料）及び焼酎（蒸留アルコール飲料）に言及した。これに加え、日本側は、現在スイスへの輸出実績がある主な品目として麺類（即席麺）、米菓（例：あられ、せんべい）、しょうゆ、大豆発酵ペースト（例：味噌）及び飲料水（例：清涼飲料水等）等に言及した。また、スイスへの将来の輸出が期待される品目の例としてりんご及びなしに言及した。
- (b) スイス側は、日本への輸出関心品目として、生きている牛、チーズ、果実、コーヒー及びコーヒー調製品、ペクチン、砂糖菓子、チョコレート及び他の食用調製品、育児食用調製品、ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード等、植物性たんぱく調製品並びにワインに言及した。
- (4) 共同研究会はまた、両国は農林水産品分野において次のセンシティブ分野を有することを認識した。
- (a) 日本側は、牛乳・乳製品、コメ及びコメ製品、小麦・大麦及び小麦・大麦製品、砂糖、砂糖菓子、でん粉、チョコレート及び他の食用調製品（ココア調製品を含む）、ジャム、フルーツゼリー等並びにワインといった、スイス側の輸出関心品目を含むセンシティブ製品について注意を促した。これに加えて日本側は、一般的なセンシティブ分野として、牛肉・豚肉及びこれらの調製品、かんきつ類、パインアップル及びその缶詰等の調製品、トマトピューレ、果実調製品、主要な沿岸漁業対象魚種（例：アジ、サバ、イワシ、イカ、海草類）及び国際的に管理された魚種（例：マグロ、カツオ）、植物油脂並びに木質パネル（H

S 第 44 類) を参考例示した。

- (b) スイス側は、穀物、果実、野菜、砂糖及びそれらの由来製品、肉類（牛肉、豚肉及び家きん肉（肉類の缶詰及び腸詰めした調製品を含む））、飼料用穀物及びその他の飼料、清涼飲料水並びにワインに関するセンシティブリティを表明した。
- (5) 共同研究会は、日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A 交渉の農林水産分野においては、双方の関連政策に基づき、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべきとの理解を確認した。

### (iii) 原産地規則

(1) 共同研究会は、原産地規則を決定するにあたって、(a) 第三国からの物品の迂回防止、(b) 不必要な貿易障壁を生じさせないこと、(c) 原産地規則の公平性、中立性及び一貫性のある適用、(d) 透明性、明確性及び予見可能性の確保、(e) 利用者が理解しやすく、かつ政府の執行が容易な制度といった点の重要性を認識した。また、共同研究会は、原産地規則の決定にあたって、産品の特性、産業構造、二国間の貿易及び投資への影響も考慮すべきであるとの認識を共有した。

(2) 共同研究会において、日・スイス双方は双方の既存の F T A / E P A における特惠原産地規則に関するアプローチについて説明を行った。

(3) 日本側は、マレーシア及びメキシコと締結した協定における原産地規則について説明を行った。これら協定の原産地規則は、原産資格の決定に関するもの、及び原産地証明書及び関連する税関手続に関するものの二つの主要な部分により構成されている。このうち、原産地証明書及び関連する税関手続に関し、日本側は次の三点に言及した。第一に、原産地証明書は、権限のある政府当局又は輸出国において指定された機関が発給を行う。第二に、輸入国の税関当局は、原産地証明書の真正性又は原産地証明書に含まれた情報の正確性について合理的な疑いがある場合、輸出国の権限ある政府当局に対し、輸入される産品の原産性に関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。第三に、輸入国の税関当局が、原産地証明書の確認要請の結果に満足しない場合には、確認のための訪問の実施を輸出国に対して要請できる。

(4) スイス側は、欧州の状況を背景に発展したスイスの原産地規則について説明を行なった。スイス側はまた、1997年から、30カ国以上（EU、その他の E F T A 諸国、ブルガリア、ルーマニア、トルコ）をカバーし、地域内の原産材料の使用を自由に認める汎欧州累積制度に参加している旨指摘した。同制度は2005年より地中海沿岸諸国へ拡大適用されており、今後も徐々に拡大していくであろう。最終的には40カ国以上が同一の原産地規則を使用することとなり、二国間累積及び複数国間累積によってもたらされる利益を受けることになるだろう。

(5) 欧州型の規則は、以下の二つの主要な部分により構成される。

(a) 基本原則を定めた一般的規則：産品が原産品と認められ、自由貿易地域において関税上の特惠待遇の適用を受けるためには、当該国において「完全に得られた」または「十分な作業又は加工が行われた」産品である必要がある。また、当局間の協力にかかる規則も含まれる。

(b) 品目別規則：原産資格を得るための要件となる品目別の基準が定められている。例え

ば、軽微な作業に関する規定に従うことを条件とする、関税分類の項の変更（産品が輸出国において、HSの別の項に分類されるよう十分な変更が行なわれた場合には、輸出国の原産品であると認められる）、十分な加工（原産性は現在の製品特性を得るために必要な特定の加工作業が行われたかによって決定される）、付加価値基準（輸出国において産品に付加された価値により原産性が決定される）等が規定されている。

(6) スイス側は、EFTA諸国は、欧州及び地中海沿岸諸国以外の国とのFTA交渉において、関連の経験に基づき、簡素化し要件を緩和した品目別規則の使用、域外加工を拡大して使用することの導入、原産地証明として「インボイス申告」を使用することにより、欧州型モデルを更新した旨説明した。加えて、第三国において貨物を分割する場合についても直接輸送とみなす旨も運送規則に規定している。スイス側は、直近の韓国とEFTAとの間のFTAには、こうした全ての貿易円滑化に資する要素が盛り込まれており、輸出者／輸入者及び関連行政機関双方の運用を容易にしている旨言及した。

(7) 一定価額を超える貨物に関しては認定輸出者によりインボイスを用いた原産性の申告が行われるが、この認定輸出者及び確認手続に関するスイスの制度について、詳細な議論が行われた。スイスの制度は、日本にとって新しい概念であり、政策課題となりうるものである。したがって、共同研究会は、日本とスイスの制度間の相違を埋めるにあたって、様々な困難が生じ得ることに留意した。認定輸出者によるインボイス申告を日本側において導入することについては、共同研究会は、そのような新しい制度を導入するか否かを判断するためには、更なる検討が必要となることに留意した。

(8) 認定輸出者によるインボイスを用いた原産性証明を受けたスイス産品を受け入れることに関し、日本側より、新たな仕組みの導入を検討する基礎として、次に示すようないくつかの要素を確保することが必要である旨主張した。それは、スイスの認定輸出者制度の運用、原産性の確認の仕組み、認定輸出者に関する情報、輸出国側で実施する原産性の確認訪問への輸入国税関職員の立会い、確認要請に対する回答が不十分な場合に関税上の特惠待遇の適用を拒否する権利、確認結果における理由及び関連文書等の詳細な情報の交換、緊急の場合の適切な連絡体制の確立といったものである。スイス側は、日本側のこのような懸念を理解し、新しい概念について慎重に検討するため、また、日本側がこの政策課題に対応する際に直面するであろう問題を実行可能な方法で解決するため、必要な措置をとることを保証した。

(9) 共同研究会は、日本側とスイス側のアプローチに存在し得る相違点として、確認手続及び原産地証明書に関する規則に相違があることに留意した。スイス側は、スイスの法制度では、輸入国の政府当局による確認訪問の実施を想定していない旨表明した。さらに、共同研究会は、スイス側の原産地証明制度を分析することは、日本側が輸出者のためにあ

り得べき原産地規則制度の簡素化を検討する際の参考となりうることに留意した。もっとも、原産地規則に関する残る課題の大部分は、双方のアプローチに相違がないか又は軽微な相違があるのみである。

(10) 共同研究会は、原産資格を得るために必要な作業及び加工（品目別規則を含む）について議論し、日本とスイスの制度にはいくつかの相違点があることに留意した。共同研究会は、スイス国内での実質的な変更がなければ、スイスに輸出される日本製品は、汎欧州又は汎地中海諸国の原産地規則に基づく特惠待遇を享受できないことを確認した。同様に、共同研究会は、スイスに輸出されたEU製品について、スイスでの実質的な変更がなければ、日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPAに基づく特惠待遇を享受できないことを確認した。

(iv) 税関手続

- (1) 共同研究会は、日本とスイスの税関手続が、あり得べき日本とスイスとの間の F T A / E P A による貿易自由化の十分な恩恵を確保することに寄与する点に留意した。
- (2) 双方は、効率的な税関業務を実現するため、税関手続は、可能な範囲内で、透明で、利用し易く、簡潔かつ国際基準に調和したものである必要があるとの見解を共有した。双方は、あり得べき F T A / E P A における当局間の協力及び税関手続に関する措置が、両国の既存の国内法令と整合的であるべきという相互理解を共有した。
- (3) 共同研究会は、更に、情報交換を含む税関当局間の協力が、リスク管理の向上と国境における効果的な取締りを確保しつつ、貿易の流れを促進することを強調した。協力に関する適切なフォローアップの仕組みの確立は、関税法令の効果的な実施や運用に寄与することとなる。

(v) 貿易に関する規律

- (1) 日本及びスイスは貿易に関する規律（アンチダンピング及び相殺措置、セーフガード措置）に対するそれぞれのアプローチにつき説明を行い、過去のFTA/EPA交渉におけるそれぞれの経験を共有した。共同研究会は、あり得べき日本とスイスとの間のFTA/EPAにおける貿易に関する規律の規定はWTOの規則をモデルとするべきであるとの結論に達した。
- (2) アンチダンピング措置について、日本側は、日本の既存のEPAにおいては、WTO協定の権利又は義務を変更しうるような特段の法的規定を設けていない旨説明した。その一方で、EPAに署名する際、アンチダンピング措置の濫用を防止し、WTO交渉における協力を継続するとのコミットメントを確認する政治宣言を発出してきた。
- (3) スイスのFTAにおけるアンチダンピング及び相殺措置に関するアプローチは、WTOの規則に依拠し、これを追加的な協議や、また、貿易制限的な措置を回避又は最小限に抑えることを目的とするその他のWTOプラスの要素に関する規定によって補完するものである。
- (4) 二国間セーフガード措置については、共同研究会は、両国のアプローチがWTOの規則を基礎にしたものであり、高いレベルの共通性を有していることを確認した。共同研究会は二国間セーフガード措置に関する規定は二国間貿易協定の「セーフティネット」として重要であるとの見解を共有した。

(vi) 基準及び適合性評価並びに相互承認

- (1) 日本側及びスイス側は、それぞれ既存の相互承認協定（MRA）の運用の現状について説明した。MRA一般に関し、日本側及びスイス側は、適合性評価結果の従来型相互承認並びに域外指定型相互承認のメリット及びデメリットを示した。さらに双方は、同分野の両国の経験を踏まえて、相互承認の仕組みが費用効率的であることの重要性を認めた。
- (2) 共同研究会は、日本の厚生労働省と、スイスメディック（スイス治療製品庁）の間の良好かつ生産的な協力と両者の間で設けられた、治療製品（医薬品及び医療機器）分野での、既存の取り決めの執行又は実施に加え、追加的な協力分野についての協議を扱うための枠組みに留意した。医薬品については、二つの取り極め（優良試験所基準（GLP）及び優良製造所基準（GMP））が存在し、現在、更新が行われている（現行の法律、連絡先に関する参照等）。日本の厚生労働省とスイスメディックとの間の医薬品及び医療機器に関する現行の協議は、双方の直接の対話を通じて、継続される。

## 2. サービス貿易

- (1) 日本とスイスは、GDPの主要な割合を占める、高度に発展したサービス分野を有する。多国間及び二国間貿易交渉において、日本とスイスは意欲的な姿勢をとり、サービス市場の更なる開放を目指している。両国は最近、サービス分野における改革を実施し、これらは自国の経済成長に寄与するとともに福利厚生を高めた。
- (2) 上記の観点から、共同研究会は、日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPAが二国間のサービス貿易における包括的かつ高い水準の枠組みをもたらし得ることに留意した。この枠組みは、よりオープンかつ安定的で、予見可能なビジネス環境を提供するであろう。さらに、日本とスイスは、このような二国間協定を、他のパートナーと交渉するにあたって、全般的に、また、日本又はスイスのビジネス界の主要関心事である特定の問題との関係において、ひとつの基準として利用することができる。
- (3) 双方は、それぞれ、過去のFTA/EPA交渉におけるアプローチに基づく選択肢について説明した。共同研究会は、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の枠組みがあり得べき共通の基盤となる旨留意した。GATSを日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPA、又は更なる自由化の出発点とすることは、両国のビジネス界に付加価値をもたらすとともに、多様な一連の国際的な義務との間に一貫性を確保するであろう。
- (4) GATS及び二国間のサービス協定は、ルールに関する一般規定を含む一方で、特定の約束のリストを含んでいる。一般規定に関する限り、あり得べきFTA/EPAはGATSの規律を改善し得る。そのような分野は、免許及び資格の要件及び手続、サービス基準、承認、また、金融や電気通信といった主要な分野における一般規則を含む。
- (5) サービスにおける約束は、(GATSにおける約束表のように) ポジティブ・リスト・アプローチ、又は(非整合な現行措置のリストのように) ネガティブ・リスト・アプローチに基づいてリスト化され得る。それぞれの既存の二国間協定において、日本とスイスは、これまでのところ両方のアプローチをとってきている。日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPA交渉において最も有望なアプローチを決定するに当たっては、両国は、達成可能な約束のレベル、透明性、法的安定性といった観点からメリットについて検討するであろう。
- (6) 双方は、日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPA交渉が、流通、コンピュ

一タ、電気通信、特定の音響・映像サービス、金融及びロジスティクス・サービスなど、日本とスイスのビジネス界が特に関心を有する分野に強い重点を置くための機会になる旨指摘した。同様のことは、分野横断的措置、特に、特定の関心が確認された業務上の拠点の設置についても当てはまる。

(7) この文脈において、スイスにおいてビジネスを行う日本企業にとっての主要な懸案事項である、スイス企業の取締役に対する国籍及び居住要件に関し、最近締結した F T A (例：韓国) において、スイスは柔軟性を示し、F T A 締約国の企業に対しては国籍要件を適用しないこととし、居住要件についても緩和する可能性があることについて約束した旨、スイス側は述べた。この問題の日本企業にとっての関連性に鑑み、スイス側は、原則としてサービス分野及び非サービス分野において、日本人に対し、在スイス日本企業の取締役に対する国籍要件の非適用及び居住要件の緩和可能性を提供する用意があることを表明した。双方の共通理解は、日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A 交渉においては、これらの事項に関し、満足できる結果が目指されるべきであるというものである。

(8) 共同研究会は、あり得べき F T A / E P A 交渉は包括的であり、幅広いニーズを取り扱い、ルールに関する高い基準及び G A T S を超える約束を反映したオープンかつ予見可能な環境を目指すべきとの認識を共有した。共同研究会は、G A T S 第5条が定める条件との整合性を考慮しつつ、日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A 交渉においては、いかなるサービス分野もあらかじめ除外することはないという G A T S における交渉原則を共通の基盤とすべきとの認識を共有した。

### 3. 投資

- (1) 共同研究会は、国際的な投資が経済成長や競争力にとり重要な駆動力であると認識した。共同研究会は、日本とスイスは国際市場における重要な投資国であり、二国間の国境を越えた投資の更なる拡大に十分な余地があることに留意した。
- (2) 共同研究会は、実質的な投資に関する規定を含む国際的な協定が投資全般（サービス分野の投資を含む）並びに締約国間の資本、技術及びノウハウの移転を増大させる上で効果的な方法であるとの結論に達した。投資の設立権の付与や投資保護の強化により、これらの協定は投資機会を増加し、投資リスクを減少させる。包括的な投資に関する規定を含むF T A / E P Aは、O E C DやW T Oの既存の多国間投資に関する仕組みを補完するものであり、民間投資のための枠組みを強化し、更なる雇用や成長に寄与する。
- (3) 日本とスイスは、ともに投資に関する実質的な規定を含む多くの国際協定を締結しており、また、交渉中である。共同研究会は、これらの協定が、広汎な資産ベースによる投資の定義、投資の許可段階及び実施段階における無差別性、高い水準での投資保護、非適合措置のネガティブリスト、及び有効な投資家対国の紛争解決手続などで高いレベルでの共通性を示していることに留意した。よって共同研究会は、投資のための改善された枠組みを提供することを目的とした、日本とスイスとの間のあり得べきF T A / E P A交渉を行うための強力な共通の基盤が存在しているとの認識に至った。
- (4) また、共同研究会の議論は次の事項に関して相互理解を深めた。それは、日本及びスイスそれぞれが最近締結したF T A / E P Aにおけるサービス及び投資の共通領域、履行要求、いわゆる「アンブレラ」条項、将来の非適合措置、及び投資家対国の紛争解決に関する事前同意についてである。
- (5) 共同研究会はまた、両国にとって対内投資の促進が高い優先課題の一つとして見なされていることについて留意した。共同研究会は日本の「対内投資促進プログラム（\* 1）」及びスイスの「ロケーション・スイス」といったそれぞれの投資促進プログラムについての理解を深めた。共同研究会は、これらのプログラムを通じ、民間部門の投資活動の更なる円滑化及び促進のため幅広い分野において措置をとる必要があることについて認識を共有した。

(\* 1) このプログラムは、2006年6月に新たに決定された「対日直接投資加速プログラム」により引き継がれている。

#### 4. 政府調達

- (1) 共同研究会は、政府調達に関し、日本とスイスの間幅広い共通の基盤があることに留意した。両国は共にWTO政府調達協定(GPA)の締約国である。双方は、内外無差別、公正性及び透明性といった基本原則の重要性を強調した。共同研究会は、日本とスイスの間ではGPAの基本原則が共通の基盤であり、GPAが政府調達の分野においては指標となるべきであるとの認識を共有した。
  
- (2) 日本側は、GPAに関する立場及び自主的措置に関するアプローチについて包括的な立場を説明した。自主的措置は、物品及びサービス分野における特定基準額の引き下げ並びに応札期間の延長といった手続面での改善から成る。
  
- (3) スイス側は、EFTAとチリ(2004年)やメキシコ(2001年)とのFTAには、(GPAによるものと同等の具体的な市場アクセスの機会につながる)実質的な規定が盛り込まれていることを示した。スイスは、スイスのいくつかの他のFTAに盛り込まれている交渉条項について説明した。交渉条項は、一方の締約国が第三国に対しより高いレベルの市場アクセスを提供することに合意した場合、他方の締約国に交渉の機会を与えることを目的としている。スイスはさらに、GPAにおける一層の約束を早期発効させること(アーリー・ハーベスト)を見越した条項が、EFTAと韓国との間のFTAに存在することについて説明した。

## 5. 知的財産権（I P R）

- (1) 日本とスイスの経済にとって知的財産権（I P R）は重要な役割を果たし、また、両国において知的財産権の保護は高い優先順位を与えられている。共同研究会は、あり得べきF T A／E P Aにおいては、明確に区別された部分を設け、例えば模倣品・海賊版対策における協力といった分野において、先進知財国家に適した基準を満たすような、最高レベルの知的財産権保護が追求されるべきであるとの結論に達した。
- (2) 双方は、過去のF T A／E P A交渉における知的財産権保護の推進に関するそれぞれの経験を共有した。スイス側は、既存の多国間協定では完全には調和化されていない分野に関する説明において、バイオテクノロジーに関する発明及び医療機器の保護、並びに医薬品及び植物保護製品に対する補償的な保護期間を強調した。さらに、スイス側は、あり得べきF T A／E P Aにおける高いレベルでの非開示情報の保護の重要性を指摘した。地理的表示については、共同研究会は、多国間協議の場及びF T A／E P A（日本とスイスとの間のあり得べきF T A／E P Aを含む）においてこの事項をどのように扱うかについてのそれぞれの立場の違いに留意した。
- (3) 双方は、模倣品・海賊版の世界的な拡散に対する強い懸念を表明し、この問題を解決するために共同の努力が必要であることを認識した。日本側は、日本の提案する模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組みの構想について説明を行った。これに対しスイス側は、日本が提案する法的枠組みの議論に積極的に参加する意思を表明した。共同研究会は、あり得べきF T A／E P Aには、適切な場合には、この法的枠組みの重要な要素が盛り込まれるべきであるとの結論に達した。

## 6. 自然人の移動

- (1) 共同研究会は、自然人の移動が日本とスイスとの間のあり得べき F T A / E P A に  
おいて重要な側面となると考える。共同研究会は、自然人の移動の分野において、  
日本とスイスのニーズと状況に応じた近代的な二国間の枠組みが日本及びスイスの  
ビジネス関係を円滑化し、双方のビジネスに利益をもたらすだろうとの認識を共有  
した。
- (2) 共同研究会は、自然人の移動に関する政策についての日本とスイスとの間の多くの  
共通点に留意した。両国は F T A / E P A 交渉に当たっては、専門的・技術的分野  
の特定のカテゴリーに着目し、労働市場への恒久的なアクセスではない、短期的な  
入国及び滞在についてのみ取り扱っている。
- (3) 既存の第三国との F T A / E P A において、日本側のアプローチは、自然人の移動  
を包括的に扱うというもので、日本の法令の範囲内で幅広い事項とニーズを対象と  
している。日本が短期の商用訪問者や企業内転勤者、投資家、日本における公私の  
機関との間の個人的な契約に基づく業務に従事する自然人といった幅広いカテゴリー  
に対して約束を行った E P A においては、自然人の移動について独立した章が導  
入されている。
- (4) スイスはこれまでの F T A において、商用訪問者、企業内転勤者、契約に基づくサ  
ービス提供者、並びに設置者及び維持管理者といったカテゴリーを含む G A T S の  
約束と同様の適用範囲及びカテゴリーを用いて、サービス分野の文脈で自然人の移  
動をカバーしてきた。
- (5) スイスはまた、いくつかの国々との間で二国間の研修生協定を締結しており、これ  
らの協定の概要について日本側に説明を行った。スイスの研修生協定における「研  
修生」という用語は通常、受入国での賃金及び労働条件にしたがって報酬を得てい  
る 18 歳から 35 歳までの訓練を受けた専門家を指す。これに対し、日本側は、スイ  
ス側説明による「研修生」が、日本における「研修」や「技術」といった現行の在  
留資格を満たすものではないと応じた。
- (6) 共同研究会は、あり得べき F T A / E P A の二国間交渉が、日本とスイスにとって、  
それぞれの経済的関心に基づき、幅広いカテゴリーの人について約束を行う機会と  
なるとの結論に達した。研究会はまた、これらの約束が自然人の移動に関する国内  
の政策及び法令の要件を考慮すべきであるとの認識を共有した。あり得べき F T A  
/ E P A は、経済のあらゆる分野（サービス分野及び非サービス分野の両方）を対

象とし、双方のビジネスに付加価値をもたらす機会となるであろう。

- (7) スイスの移民政策によれば、入国許可に当たってはEU/EFTA諸国の国民が優先されており、非EU/EFTA国の国民に対する入国許可と採用は、資格を有する個人及び専門家に限定される。さらに、非EU/EFTA国の国民に対しては、短期及び一年間の居住許可の発行に数的な上限が設けられている。スイス側はこうした数的な上限は、FTA締結相手国（例：韓国）の国民であり、FTAによってカバーされる特定のカテゴリーに該当する人に対しては適用されない旨述べた。双方の共通理解は、日本とスイスとの間でFTA/EPAが締結された場合、こうした数的な上限はあり得べきFTA/EPAによってカバーされる日本国民には適用されないというものである。

## 7. 競争政策

- (1) 日本及びスイス両国は、実効的な競争政策を重要視しており、また、それぞれの国が競争政策分野におけるOECD勧告を遵守すべきであると考えている。
- (2) 双方は、反競争的慣行は貿易及び投資の自由化によってもたらされる利益を損なうおそれがあり、また、そのような慣行はFTA/EPAの適切な機能と両立しないとの認識を共有した。共同研究会は、日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPAには、これらの行為を回避するための規定が含まれるべきであるとの結論に達した。共同研究会はまた、これらの規定は、既存の国内法令に適切な考慮を払った上で定められるべきことを確認した。
- (3) 共同研究会は、日本がこれまでに締結したEPAの競争章においては、原則的な規定を含む基本協定及び競争当局間の協力の詳細に関する規定を含む実施取極という二種類の取り決めが共存するアプローチが追求されてきたことに留意した。スイス側は、スイスのFTAにおいて、手続に関する規定といくつかの基本的な実体規定を組み合わせるアプローチを追求してきた。双方のアプローチは、それぞれの国の競争法及びその他関連法令に依拠したものである。
- (4) 日本及びスイス両国は、貿易に悪影響をもたらす反競争的慣行を防止し、それら慣行に対して適切な措置をとるため所管当局が協力することの有用性を認識した。日本は、競争政策分野における協力に関するいくつかの特定の協定を締結してきたが、スイスは、これまでのところ、このような手段を利用していない。

## 8. ビジネス環境整備

- (1) 日本及びスイス双方におけるビジネス活動の促進及び拡大のため、共同研究会は、日本貿易振興機構（JETRO）や在本邦スイス大使館が実施した調査の結果を考慮に入れつつ、それぞれのビジネス環境を更に整備していくことの必要性について認識を共有した。
- (2) JETROは、2006年5月から6月に在スイス日系企業70社に対し実施した調査の結果を説明した。JETROは、次の三点を日本のビジネス関係者からの主要な要望として強調した。
- ・ スイスにおける滞在労働許可取得手続の簡素化及び加速化
  - ・ スイスで登録される企業の取締役に対する国籍及び居住要件の撤廃或いは緩和（スイス会社法第708条は、取締役の過半数はスイスに居住するスイス人でなければならないことを定めている）
  - ・ 二重払いを避けるための日本とスイスとの間の社会保障協定の締結
- (3) 在本邦スイス大使館は、2006年5月から6月に在本邦スイス企業約100社に対して実施した調査の結果を説明した。次の点が在本邦スイス企業の要望として挙げられた。
- ・ 関税の引き下げ
  - ・ 規制の国際標準との調和化（例：安全基準、製品承認）
  - ・ 規制の簡素化及び透明化（例：輸入手続、許可に関する規則）
  - ・ 企業内転勤者及び研修生に関する短期労働滞在許可の円滑化
- その他の関心事項として、相互認証（MRA）、社会保障協定、若者／若手専門家の交換、既存の租税条約の改訂が言及された。
- (4) 共同研究会は在スイス日本企業及び在本邦スイス企業の関心につき留意した。共同研究会は、これらの事項は日本とスイスとの間の様々なチャンネルを通じより詳細な情報に基づき議論されるべきとの見解を共有した。
- 社会保障については、スイス側は、一方の国から他方の国に一時派遣される就労者に関し、両方の国に社会保障費を支払うことを回避するための日本との間の協定について、更なる議論の用意がある旨表明した。共同研究会は、滞在労働許可に関する予見可能かつ効率的な手続の必要性を認識した。

## 9. 協力

共同研究会はまた、次の分野において、日本とスイス間の協力を深めるためのあり得べき方法について探求した。

(1) 科学技術：日本及びスイスは、科学技術分野における先導的な国々である。1994 年以来、日・スイス科学技術協カラウンドテーブル会合が4回開催された。日本とスイスとの間の科学技術協力協定は、専門家と研究者の交流、情報交換、及び共同研究プロジェクトといった分野における両国間協力の推進における鍵となるであろう。日本側は、スイス側における協定署名に向けた手続の加速化への期待を表明した。

(2) 観光：スイスを訪れる日本人観光客の数は、日本を訪問するスイス人観光客の約 20 倍である。共同研究会は、この著しい不均衡に留意した。双方は、観光促進のためのそれぞれの国内における取組について情報を交換した。日本側は、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の下でより多くの外国人観光客を引き寄せるための努力並びに 10 以上の姉妹都市交流と 3 つの鉄道提携といった既存の提携の枠組みを紹介した。双方は、国際観光振興機構（J N T O）とスイス・ツーリズム（S T）の間の情報や経験の交換を含む、こうした協力を更に促進することの重要性を認識した。日本とスイスは、「農業と観光」の分野における二国間協力の潜在的可能性について関心を示した。

(3) 日本とスイスの食文化の促進：日本側は、主にアジアを対象とし北米や欧州にも拡大している、日本の食文化を世界に広めるための活動について紹介した。また、スイスがその中心として、また多くの国際機関の本拠地として地理的な優位性を有する欧州において、こうした活動を拡大する可能性について言及した。スイス側は、日本の食文化をスイスで促進するためのこれらのプロジェクトに関心を持って留意した。スイス側は、農産品に対する地理的表示の分野における自国のアプローチについて紹介した。スイス側は、スイスの食品販売を支援する上で、地理的表示を促進することに関心を有する旨表明した。

(4) マネーロンダリング対策：双方は、マネーロンダリング対策における努力と措置について説明した。共同研究会は、マネーロンダリング対策における国際協力（二国間の情報共有の増大を含む）は不可欠であり、グローバル化された世界においてその重要性を増しているとの認識を共有した。この文脈で、双方は、両国間の協力を更に強化するため、マネーロンダリング及びテロ資金に関連した情報の交換を行うためのあり得べき枠組みを探求する両国の専門家の努力を歓迎した。

(5) 刑事共助：スイス側は、国際的に重要な金融の中心を有する日本やスイスといった国々においては特に、効率的な刑事共助が重要であることを強調した。スイス側は、既存の 1937 年の相互主義の保証に係る表明を超える、また、国際犯罪がもたらす脅威に一層効果的に立ち

向かうことを可能にする形式により、刑事共助の分野における日・スイス間の協力を定める可能性を探求することに関心を示した。この目的のために、スイス側は、両国の共助の専門家や実務家を交えた会合において、この問題について議論することを提案した。双方は、効率的な刑事共助を通じて国際犯罪に対抗するためのスイスと日本との間の更なる協力の重要性が増しているとの認識を共有し、この分野における両国間の協力を促進するための枠組みを発展させる可能性を探求するための専門家を交えた議論を歓迎した。

さらに、共同研究会では航空輸送などの事項についても言及された。

## 10. 機構に関する事項及び紛争解決

- (1) 双方は機構に関する事項及び紛争解決についてのそれぞれのアプローチについて説明し、既存のFTA/EPAにおけるそれぞれの経験を共有した。共同研究会は、これらの協定が高いレベルの共通性を有することに留意した。
- (2) 日本及びスイスそれぞれが締結したFTA/EPAにおいては、合同委員会が機構の主要な要素である。同委員会は政府高官レベルで開催され、以下の機能を有している。
  - ・ 協定の実施及び運営のレビューを行うこと
  - ・ 協定の見直しを検討し、提案すること
  - ・ 小委員会の業務を監督し、調整すること
  - ・ 運用規則及びその他の必要な決定を採択すること
  - ・ 貿易経済関係に関するその他の事項に対処すること（スイスのFTA）
- (3) 日本及びスイスそれぞれが締結しているFTA/EPAは、協議及び仲裁メカニズムから成る紛争解決に関する規定を含んでいる。これらの協定の締約国は、締約国間の協議を通じて協定の解釈や適用に関する問題を解決するよう努めることを求められているが、相互に受け入れ可能な解決策が見出されなかった場合には、それぞれの側が拘束力を持つ仲裁手続に頼ることができる。双方は、それぞれのFTA/EPAにおいて仲裁手続に訴えたことはない旨述べたが、これらの条項を最終的な手段として含むことの有用性について認識を共有した。
- (4) 共同研究会は、日本とスイスとの間のあり得べきFTA/EPAにおいては、協議メカニズム、及び協議により見解の相違を解決できなかった場合のためにWTOの紛争解決メカニズムから独立した紛争解決メカニズムの双方を設けるべきであるとの結論に達した。共同研究会は、機構に関する事項及び紛争解決についての条項は可能な限り簡潔にすべきであるとの認識を共有した。

#### IV. E P Aの経済効果に関するシミュレーション分析

(1) 日本の専門家(\*1)が、日本とスイスとの間のあり得べきF T A / E P Aの経済効果について、応用一般均衡(C G E)モデルを用いたシミュレーション分析の結果を報告した。

(2) シミュレーション分析は、あり得べきF T A / E P Aが両国にとって相互に有益なものとなることを示唆した。マクロ経済的な利益に関し、あり得べきF T A / E P Aはスイス経済に対して相対的により大きな利益をもたらす一方で、絶対額では日本の利益がより大きくなる可能性がある。前提条件に依存するものの、シミュレーション分析はまた、日本とスイスのいずれにも農林水産分野では負の結果をもたらさないことを示した。

(3) 共同研究会はこれらの分析結果に留意し、シミュレーションが一定の前提条件やモデル及び入手可能なデータに特有の制約(例: スイスにおける従量税から従価税への換算方式や、投資およびサービス貿易の自由化がシミュレーションに考慮されていない点)の下で行われたものであることを確認した。共同研究会は、仮に投資およびサービス貿易における自由化と円滑化がシミュレーションに計上されたならば、あり得べきF T A / E P Aのシミュレーションに基づく利益はより大きなものとなる可能性があることを認識した。

(\*1) 内閣府 経済社会総合研究所 特別研究員 川崎研一

## V. 結論及び提言

(1) 計5回の会合における議論に基づき、共同研究会は以下の結論に達した。

日本とスイスとの間の包括的なFTA/EPAは、日本と欧州の国との間の最初のその種の協定となり、日本とスイスの経済関係の一層の強化に大いに寄与するであろう。物品及びサービスの貿易を促進するだけでなく、投資の機会をも増大させよう。特惠条件から利益を得ている他の国々の競争相手に対しても、スイス市場における日本企業や日本市場におけるスイス企業の競争力を更に高めるであろう。加えて、包括的なFTA/EPAは、多くの分野で既に十分に確立された日本とスイスとの間の協力を一層強化、深化、拡張させる基盤となるであろう。あり得べきFTA/EPAは、WTO整合的であるべきで、また可能な場合にはWTOプラスを追求すべきである。

(2) 共同研究会は、あり得べきFTA/EPAの利益として、特に以下の点を指摘した。

- 物品貿易は、日本からスイスへの輸出の70%以上、スイスから日本への輸出の約20%に対して課されている関税の削減により促進され得る。
- 投資とサービス貿易の分野において、両国の高いレベルの約束が期待される。
- 両国が極めて重要視する最高レベルの知的財産権の保護が、模倣品・海賊版対策における協力等の分野において追求され得る。
- 企業の取締役に対する国籍要件の不適用及び居住要件のあり得べき緩和、また特定の人のカテゴリーに対する短期滞在許可の発行に際しての上限数の不適用等を通じて、ビジネス環境の整備が達成され得る。

(3) 日本とスイスは、税関手続、貿易に関する規則、基準及び適合性評価、政府調達、自然人の移動、競争政策、ビジネス環境整備、紛争解決等のFTA/EPAの諸分野におけるそれぞれのアプローチについて理解を深めた。共同研究会は、認定輸出者により作成されるインボイス申告によるスイス側の原産地証明制度は日本にとり政策的な課題であることを理解した。

(4) さらに、観光、科学技術、食文化の促進、マネーロンダリング対策、刑事共助、適合性評価の分野における相互承認、及び二重の社会保障負担の回避等の事項もまた、共同研究会の議論で取り上げられ、より幅広い分野での両国による更なる検討の潜在的可能性が認識された。特に、共同研究会は、マネーロンダリング対策及び刑事共助の分野における両国間の協力を強化するために、あり得べき枠組みを探求するための議論を歓迎した。

(5) 上記の結論に基づき、共同研究会は、日本とスイスとの間のFTA/EPA交渉ができる限り早期に開始され、それぞれの国で現在進行中のFTA/EPA交渉を考慮しつつ合理的な期間内に行われるよう提言する。共同研究会は、あり得べきFTA/EPA交渉が、包括的かつ、物品貿易の分野のみならず、投資及びサービス貿易の分野や知的財産権の保護においても高いレベルの結果を目指すよう提言する。

## 附属書： 共同研究参加者リスト

### 日本側参加者

#### \*\*\*常任参加者\*\*\*

市川 とみ子	外務省経済局経済統合体課長
田口 一穂	外務省経済局経済統合体課事務官
浅倉 麻由美	外務省経済局経済統合体課事務官
菅家 勝（4～5回会合）	財務省関税局参事官室（国際調査担当）企画官
佐藤 正之（1～3回会合）	（前）財務省関税局参事官室（国際調査担当）企画官
山口 隆久（4～5回会合）	財務省関税局参事官室（国際調査担当）上席調査官
安井 正（1～3回会合）	（前）財務省関税局事官室（国際調査担当）上席調査官
濱田 博晃	財務省関税局参事官室（国際調査担当）鑑査専門官
佐藤 幸子（4～5回会合）	財務省関税局参事官室（国際調査担当）係員
櫻田 洋（1～3回会合）	（前）財務省関税局参事官室（国際調査担当）係員
鵜戸口 昭彦	農林水産省大臣官房国際部国際交渉官
市川 秀隆（5回会合）	農林水産省大臣官房国際部国際経済課国際専門職
中村 裕一（1～4回会合）	（前）農林水産省大臣官房国際部国際調整課国際専門官
増山 壽一（4～5回会合）	経済産業省通商政策局欧州中東アフリカ課長
安井 正也（1～3回会合）	（前）経済産業省通商政策局欧州中東アフリカ課長
下斗米 美哉	経済産業省通商政策局欧州中東アフリカ課係員

#### \*\*\*専門家\*\*\*

小坂 節雄	外務省中東アフリカ局中東第二課企画官
宇山 智哉	外務省経済局サービス貿易室長
野々宮 麻美	外務省経済局サービス貿易室課長補佐
工藤 博	外務省経済局サービス貿易室事務官
大島 真木子	外務省経済局知的財産権侵害対策室事務官
濱田 真一	外務省経済局経済連携課交渉官
大嶋 勝	外務省経済局経済連携課交渉官
上川 純史	財務省関税局関税課原産地規則専門官
岡田 浩一	財務省関税局関税課調査官
亀谷 充	農林水産省生産局種苗課課長補佐
牟田 大祐	農林水産省総合食料局食品産業振興課係長
藤野 真司	（前）経済産業省産業技術環境局基準認証国際室長・相互承認推進室長
佐竹 佳典	経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室課

	長補佐
飯泉 英敏	経済産業省製造局模倣品対策室参事官補佐
田中 一成	経済産業省通商政策局欧州中東アフリカ課課長補佐
矢田 晴之	経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐
浜口 聡	経済産業省通商政策局経済連携課調査員
川崎 研一	内閣府経済社会総合研究所特別研究員
奥村 豪	公正取引委員会事務総局官房国際課課長補佐
目黒 克幸	金融庁総務企画局総務課国際室室長
石井 秀明	金融庁総務企画局総務課国際室課長補佐
村田 健太郎	総務省総合通信基盤局国際経済課課長補佐
瀬戸 毅	法務省国際刑事企画官
小川 佳子	法務省刑事局付
吉岡 孝	特許庁国際課課長補佐
中野 裕二	特許庁国際課課長補佐
渡邊 頼純	慶應義塾大学総合政策学部教授
立川 雅和	JETRO海外調査部欧州課課長
前田 篤穂	JETRO海外調査部欧州課上席課長代理
堀之内 貴治	JETRO海外調査部欧州課課員
東郷 洋一	JETROジュネーブ事務所長
有川 賢一	JETROジュネーブ事務所所員
坂東 博司	JETROデュッセルドルフ事務所産業財産権調査員
清井 美紀恵	在スイス日本大使館公使
花田 吉隆	(前)在スイス日本大使館公使
平井 康夫	(前)在スイス日本大使館参事官
廣重 憲嗣	(前)在スイス日本大使館一等書記官
徳田 郁生	在スイス日本大使館一等書記官
出口 岳人	在スイス日本大使館二等書記官

## スイス側出席者

\*\*\*常任参加者\*\*\*

クリスチャン エター	大使、経済省経済事務局特別対外経済サービス課長
ヨルグ アル レディング	大使、(前)経済省経済事務局二国間経済関係局長
ジャン＝フランソワ リカー	公使、経済省経済事務局対外経済局世界貿易課課長代理
マルティン ツビンデン	経済省経済事務局 FTA 担当課長
ダニエル フライホファー	(前) 経済省経済事務局アジア課日本担当官

パトリック ツィルテナー  
アルベルト グロフ

経済省経済事務局アジア課日本担当官  
在京スイス大使館経済・金融担当参事官

\*\*\*専門家\*\*\*

フリードリッヒ ブランド  
ステファン クエニ  
フラミニア ド＝ポルタレ  
ファブリス フィリーズ  
クラウディオ フィッシャー  
ハインツ ヘルティッヒ  
マルティン ヒルスブルンナー  
イヴォ カウフマン  
ペーター ケラー  
イレンカ クロネ＝ゲルマン  
サンドラ ロイヒリ  
パトリック レダック  
インゴ マイティンガー  
アーサー ミュラー  
クリスチャン パウレット  
ベティーナ ルッチィ  
リカルド サンソネッティ  
バーバラ シュレーダー  
カリネ ジークヴァルト  
ヴィリー ティナー  
  
ハンスペーター チャーニ

経済省農業庁国際関係・販売促進部  
内務省社会保障局国際協定課長  
経済省経済事務局非関税措置課課長代理  
公使、経済省統合室政策調整課長  
内務省教育・研究庁二国間研究協力課長  
経済省経済事務局非関税措置担当課長  
司法・警察省移民局人の移動の自由担当課長  
経済省経済事務局国際投資・多国籍企業担当課長  
経済省経済事務局観光課長  
経済省経済事務局輸出・立地促進課  
(前)経済省経済事務局対外経済局世界貿易課課長代理  
経済省経済事務局OECD課課長代理  
司法・警察省知的財産庁国際貿易関係法務課担当  
財務省税関庁FTA 専門官  
経済省経済事務局サービス貿易政策課長  
経済省経済事務局輸出・立地促進課  
財務省金融局金融犯罪対策政策課長  
経済省経済事務局国際経済法課課長代理  
経済省統合司法務課課長代理  
経済省経済事務局モノの国際移動・原産地規則担当課  
長  
経済省経済事務局国際・欧州経済法課長